平成２７年（フ）第２７号
青森県八戸市沼館２丁目26番９号、前住所青森県八戸市沼館２丁目32番17号
債務者　盛合　　晋
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
青森県八戸市沼館２丁目26番９号、前住所青森県八戸市沼館２丁目32番17号
債務者　盛合　恵子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
青森県八戸市白銀台３丁目４番地２
債務者　五林　隆浩
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
青森県八戸市根城２丁目３番14号　ＨＥＩＭハタヤマ301号室
債務者　山岡ゆきえ
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ｂ５―54号
債務者　小野寺　淳
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第６号
宮城県気仙沼市最知南最知20番地12
債務者　尾形富美子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第２９号
群馬県桐生市錦町３丁目９番15―36号、旧住所群馬県みどり市笠懸町鹿4140番地８
債務者　城田　知穂
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第７５号
三重県鈴鹿市大池３丁目11番９号　ベーシック中日1002、前住所三重県鈴鹿市庄野羽山１丁目３番13号
債務者　和西ノボルこと　ＷＡＮＩＳＨＩ　ＡＤＩＬＳＯＮ　ＮＯＢＯＲＵ
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９号
三重県伊賀市伊勢路61番地の１　サンマリノ301号室、前住所三重県伊賀市山出1783番地の１
債務者　竹村　　稔
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３１号
三重県名張市希央台４番町44番地ソシアヴィルヌーヴドゥＣ103号
債務者　辻野　達哉
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２４６号
三重県四日市市堀木１丁目５番５号　フローラル堀木403、前住所三重県四日市市西日野町2826番地
債務者　南　　勝也
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
三重県三重郡菰野町大字福村110番地５　センチュリー21―305号、前住所三重県四日市市小生町229番地130　Ｃｌａｓｓｉｃａｌコモ201
債務者　伊藤　清恵
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
京都府宇治市宇治宇文字11番地の９　メイゾンドミウラ202号
債務者　佐藤　　円
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
京都市左京区一乗寺払殿町12番地２　寺岡ビル
債務者　上坂　茂博
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７７号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地５棟204号
債務者　植村　萬吉
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７８号
京都市上京区木屋之町497番地　さくらアパートメントＧ、住民票上の住所埼玉県入間市東町５丁目２番６号
債務者　髙橋　晴子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係